

さいばん通信

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会

No. 23 2016. 7. 3

発行責任者 松本 幸一

編集責任者 教 宣 部

ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）で、非違行為を 注意指導したとする管理者の氏名が明らかになる！！

管理者がこんな報告していた！！ 渡邊さんのカット理由17事象！

原告渡邊事象No.7（丹藤 裕一助役）

平成26年7月9日19時42分頃、仕業庫において、700系新幹線電車（C12編成）の仕業検査時、標識灯の確認の際に、Sカードの収納と標識灯の赤色確認の手順を誤ったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.8（丹藤 裕一助役）

平成26年7月9日20時14分頃、仕業庫において、700系新幹線電車（C12編成）の仕業検査時、機能検査準備の際に、緊急ブレーキリセット時の確認スイッチの押下を行わなかったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.9（丹藤 裕一助役）

平成26年7月9日20時16分頃、仕業庫において、700系新幹線電車（C12編成）の仕業検査時、運転台電圧計確認の際に、モニタ確認を行わなかったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.10（丹藤 裕一助役）

平成26年7月16日2時5分頃、仕業庫において、N700系（改造）新幹線電車（X71編成）の仕業検査時、台車部検査の際に、タイヤクリーナーの検査を行わなかったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.11（丹藤 裕一助役）

平成26年7月16日2時6分頃、仕業庫において、N700系（改造）新幹線電車（X71編成）の仕業検査時、台車部検査の際に、ブレーキディスクの検査を行わなかったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

次回も続きます！